



宮崎労働局発表
平成25年5月17日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部監督課
監督課長 塚本 壽隆
監察監督官 上田 徹也
(代表電話) 0985(38)8825
(直通電話) 0985(38)8834

平成24年の監督指導実施状況

～ 定期監督等を実施した事業場の約6割で法違反～

宮崎労働局(局長 ^{まつたけ}松竹 ^{やすお}泰男)は、平成24年に管内の4労働基準監督署が実施した定期監督等の実施結果を以下のとおり取りまとめた。

平成24年の宮崎労働局における監督指導実施状況

監督事業場数 1,259 件 違反事業場数 797 件 違反率 63.3%

業種別の違反率(高い順)

保健衛生業(81.9%) 運輸交通業(81.6%) 製造業(76.1%)

主要な違反内容(多い順)

労働基準法関係

労働時間(207件) 割増賃金(169件) 労働条件の明示(111件)

労働安全衛生法関係

安全基準(281件) 健康診断(126件) 安全衛生管理体制(89件)

司法処分状況

送検件数 17 件(労働基準法関係 8 件、労働安全衛生法関係 9 件)

(注) 全国の監督事業場数は 134,295 件、違反事業場数は 91,796 件で違反率は 68.4%

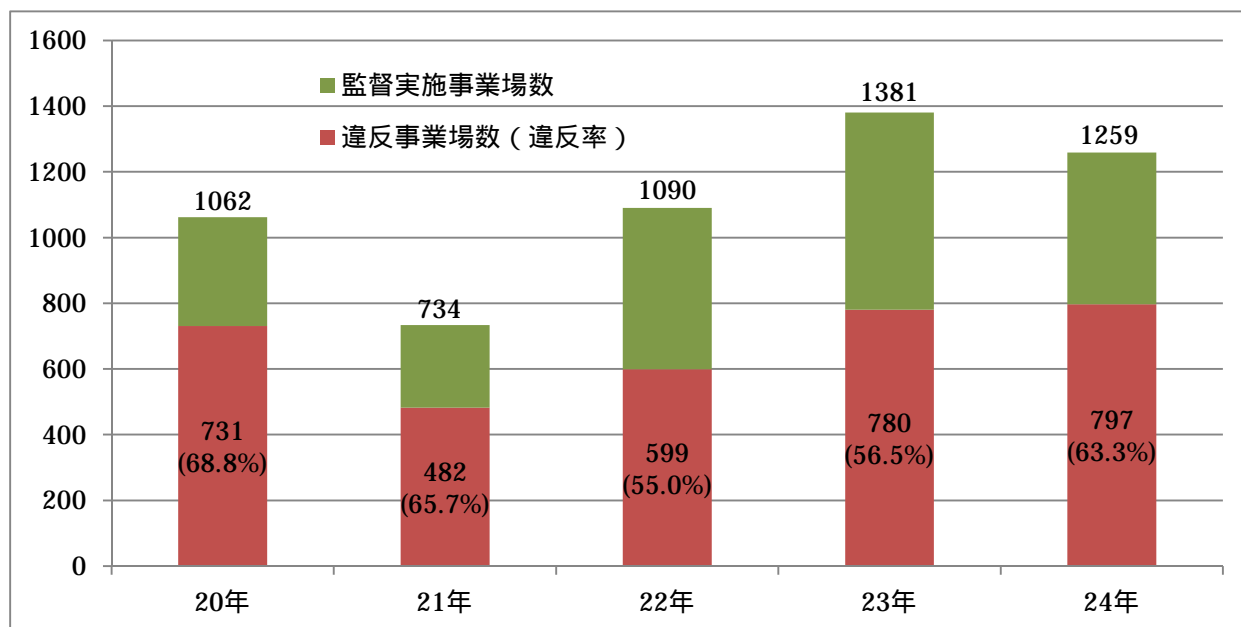
(注) 「定期監督等」とは、「定期監督」、「災害時監督」及び「災害調査」で、具体的には、労働基準関係法令(労働基準法、労働安全衛生法など)に基づき、定期的又は労働災害の発生等の各種情報を契機として事業場に立ち入り、関係労働者の労働条件等について調査を行い、法違反が認められた場合には、事業主に対して、それを改善するよう行政指導や行政処分を行うものである。

(注) 労働基準関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されており、事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づく司法警察員(特別司法警察職員)として捜査を行い、検察庁に送致する(司法処分)。

1 定期監督等の実施状況

(1) 監督実施事業場、違反事業場の状況（表1）

平成24年における定期監督等の実施件数は1,259件（前年比122件減）であり、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場数は797件（同17件増）、違反率は63.3%（同6.8ポイント増）であった。



監督実施事業場を業種別にみると、

建設業	525件
商業	178件
保健衛生業	166件

の順となっている。

また、違反率が高い業種（年間30件以上の監督を実施した業種に限る。以下同じ。）は、

保健衛生業	81.9%
運輸交通業	81.6%
製造業	76.1%

の順となっている。

労働災害を未然に防止する見地から、危険性の高い機械・設備等に使用停止命令などの行政処分を行った件数は、46件（前年比12件増）であった。

（注）使用停止等処分は、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業主に対し、機械・設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長等が命じるものである。

(2) 主要な法違反事項の状況（表2）

業種	定期監督等実施件数	違反事業場数	違反率	労働基準法						最低賃金法	労働安全衛生法			
				労働条件の明示	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	最低賃金の効力	安全衛生管理体制	安全基準	定期自主検査	健康診断
製造業	159	121	76.1%	16	32	0	19	12	8	5	35	53	23	19
建設業	525	285	54.3%	3	4	0	6	1	2	0	20	191	10	3
運輸交通業	49	40	81.6%	8	22	2	17	12	11	1	8	7	5	14
農林業	63	16	25.4%	1	0	0	1	1	1	0	1	7	3	3
商業	178	123	69.1%	47	60	2	51	29	24	6	5	3	2	38
金融広告業	7	2	28.6%	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1
保健衛生業	166	136	81.9%	27	67	4	52	35	30	16	16	0	0	38
接客娯楽業	36	26	72.2%	4	12	0	13	4	3	1	2	0	0	6
清掃・と畜業	15	8	53.3%	0	3	0	2	3	0	0	1	1	1	1
その他の事業	61	40	65.6%	5	7	0	7	3	3	2	0	18	10	3
合計	1259	797	63.3%	111	207	8	169	100	82	31	89	281	55	126

違反状況は主要なものを抜粋しているため合計数と一致しない。

2 司法処分の状況（表3）

上記の定期監督等の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合等については、送検手続を取るなど厳正に対応しており、平成24年には17件（前年比2件減）の事案を宮崎地方検察庁に送致している。

事案の内訳としては、労働基準法違反被疑事件8件、労働安全衛生法違反被疑事件9件となっている。

（注）労働基準関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されており、事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づく司法警察員（特別司法警察職員）として捜査を行い、検察庁に送致する（司法処分）
 （注）労働基準法違反には最低賃金法違反も含む。

平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
26件	12件	24件	19件	17件

3 今後の指導方針

宮崎労働局及び労働基準監督署においては、安心、快適に働くことができる環境づくりを目指して、労働条件の確保・改善、労働者の安全と健康の確保などの対策を推進しているところである。

引き続き、法定労働条件の履行確保を図るため、的確な監督指導を実施するとともに、重大又は悪質な事案に対しては、厳正に対処することとしている。